

社説

Editorials

後見裁判控訴

権利を奪い続けるのか

判決が説くもつとも大切なところを見ず、國民に正面から向かっていない。そう言わざるを得ない、誤った対応である。

成年後見制度をめぐる裁判で敗訴した國（政府）が、控訴の手続きをとった。公職選挙法は、十分な判断能力がなく後見人がついたお年寄りや知的障害者には、選挙権を与えない」とさだめている。

東京地裁は今月14日、「主権者としての地位を事實上奪うものであり、參政権を保障した憲法に違反する」と述べた。控訴とは、この奪い、奪われた状態を変えないことを意味する。

後見をうけている人にも選挙権を認めると、不正投票に利用されるおそれがある。判断能力に応じてどんな線引きができるかを検討し、法律を改めるにしても、時間が必要だ。控訴せず

に判決を確定させた場合、法改正までの間、全國の選挙事務に混乱が生じる——。

東京地裁が判決理由の中で、「相応の能力を備えていない人は選挙権を与えない」という考え方には、合理性がある」と述べたことが、ひとつ支えになっているとみられる。

だが、実際にそのような「線引き」ができるだろうか。

そもそも裁判で國側は「選挙権の適切な行使が可能か否かを個別に審査する制度はつくれない」と主張してきた。そこで、おもに財産を管理する能力の有無を判定する成年後見制度を、

裁判所に指摘されたので、別のものさしを探す。そしてそのものが見つかるまで、主権者

が決断しなくてどうするのか。

こんな手前勝手なるまいが許されるはずがない。

公選法の問題の規定を、ます

削除する。そのうえで、どうし

ても「線引き」や不正投票を防ぐ措置が必要だというのなら、

しかるべき手当てをする。

それが本来の道だ。控訴は、

政府と国会の考え方のつけを

おりしも一票の格差をめぐつて厳しい判決があいついた。成年後見訴訟とあわせ見えてくるのは、民主政治とそれを支える選挙の重要性を、正しく理解しない」と強く言つてゐる」と説明を

（総務省・法務省）が控訴する

連立与党をくむ公明党の北側

雄副代表は、官邸から「役所

うけた」と話した。

何とも情けない。民主主義の根幹にかかる話である。政治

が決断しなくてどうするのか。

2013・3・29